

学校法人会計Q & A

Q 1 : 基本金とは？

A 1 : 基本金とは、学校法人の継続的な維持のために、その基盤である財産を維持しようという考え方で設けられています。学校法人会計基準第29条では、「学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする」と規定しています。(全て自己資金であることが条件となります。)

企業会計の資本金は、株主出資によるもので、株主財産なのに対して、学校法人の基本金は、学校を設立する際に教育のため寄付者から受け入れて学校の財産的な基礎を裏付けています。出資者について考えると、株式会社であれば、出資することで株式を取得することになり、財産権がありますが、寄付金の場合は、出資後は財産権を形成しません。

この基本金によって、学校を安定的かつ永続的に経営していくことが可能なのです。

Q 2 : 基本金にはどんな種類があるの？

A 2 : 学校法人会計基準で次の4つの区分に分類されています。

基本金の種類	内容
第1号基本金	学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるもの 新たな学校の設置もしくは既設の学校の規模の拡大・教育の充実向上のために取得した固定資産の価額。
第2号基本金	学校法人が新たな学校の設置、既設の学校の規模拡大・教育の充実向上のために将来取得する固定資産に充てる金銭その他の資産の額。
第3号基本金	奨学基金等として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額。
第4号基本金	恒常的に保持すべき資金として必要な運転資金の額。

Q 3 : 資金収入・支出調整勘定とは何ですか？

A 3 : 資金収入調整勘定とは当年度の諸活動に対する収入で、前年度以前に資金の収入になったもの、および当年度の諸活動に対する収入で、翌年度以降に資金が受け入れられるものです。

資金支出調整勘定は、当会計年度の諸活動に対応する支出で前会計年度以前において支払資金の支出となったもの、および当会計年度の諸活動に対応する支出で翌会計年度以後において支払資金の支出となるべきものをいいます。以上のことをまとめると下表のとおりです。

調整勘定	科目	内容
資金収入調整勘定	期末未収入金	当年度の諸活動に対する収入で、翌年度以降に資金が受け入れられるもの
	前期末前受金	当年度の諸活動に対する収入で、前年度以前に徴収済みの前受額
資金支出調整勘定	期末未払金	当年度諸活動に対応する支出で、翌会計年度に支払資金となるもの
	前期末前払金	当会計年度の諸活動に対応する支出で、前会計年度以前に支払資金となったもの

各科目についての内容説明の一覧表

■ 収入科目

(収入) 科目名	内 容 説 明
学生生徒等納付金収入	在学を条件として義務的に、また一律に納付すべきものであって、具体的には授業料、入学金、実験実習費等として学則、校則または学生生徒等の募集要項等に所定の均等額を納入すべき旨が記載された納付金です。
手数料収入	入学試験、編入学（転入学）、追試験等のために徴収する収入、在学証明書、成績証明等の証明のために徴収する収入です。
寄付金収入	金銭その他資産を寄贈者から贈与されたもので、補助金とらないものです。
補助金収入	国または地方公共団体からの助成金をいい、日本私立学校振興・共済事業団やこれに準ずる団体からの助成金を含みます。
資産運用収入	特定の基金の運用収入、預金、有価証券等利息、配当金、固定資産の賃貸収入等です。
資産売却収入	固定資産等の売却にかかわる収入です。
事業収入	学校法人の補助活動事業、附属事業、受託事業および収益事業などからの収入です。
雑収入	固定資産以外の物品の売却収入、その他学校法人に帰属する上記収入以外の収入です。
借入金等収入	学校法人が資金調達のため、金融機関等から借入した収入です。
前受金収入	当年度において、翌年度の諸活動に対応する資金を収入したものです。
その他の収入	学生生徒等納付金から前受金収入までの各収入科目に含まれない収入です

■ 支出科目

(支出) 科目名	内 容 説 明
人件費支出	教員人件費、職員人件費、役員報酬、退職金です。
教育研究経費支出	教育研究のための経費です。
管理経費支出	役員、法人業務、学生生徒等募集のために要する経費等です。
借入金等利息支出	借入金等の利息の支払です。
借入金等返済支出	借入金等の元本返済です。
施設関係支出	土地、建物、構築物、建設仮勘定等です。
設備関係支出	教育研究用機器備品、その他機器備品、図書、車輛等です。
資産運用支出	有価証券購入支出、引当特定預金への繰入支出等です。
その他の支出	上記以外の支出です。